令和６年８月２９日

令和６年度第５回定例松本市教育委員会

会　　議　　議　　案

松本市教育委員会

令和６年度第５回定例松本市教育委員会付議案件

［議案］

第１号　　松本市文化芸術推進基本計画の改訂に伴う計画案に対する教育委員会の意見について【非公開】

第２号　　松本市美術館条例の一部を改正する条例の制定に伴う条例案及び松本市美術館条例施行規則の一部を改正する規則の制定に伴う規則案に対する教育委員会の意見について【非公開】

第３号　　松本市教育文化センター運営委員会委員の委嘱について【非公開】

第４号　　松本市青少年ホーム条例施行規則の一部改正について

第５号　　松本市図書館条例施行規則の一部改正について

第６号　　松本市はかり資料館の無料開館について

追加　第７号　　指導上の措置について【非公開】

［報告］

第１号　　国宝旧開智学校校舎再オープンについて【非公開】

［周知］

1　　特別支援教育フォーラム「地域で学び続ける学校づくり～市立須坂支援学校の実践から～」の開催について

［その他］

教育委員会資料
６．８．２９
生涯学習課

議案第　４　号

松本市青少年ホーム条例施行規則の一部改正について

１　趣旨

松本市青少年ホーム登録申請にあたり、電磁的記録（LoGo フォーム）による申請を可能とするため、所要の改正を行うことについて協議するものです。

２　主な改正内容

第３条の松本市青少年ホーム登録申請について、電磁的記録（LoGo フォーム）により教育委員会に提出する方法の文面を追加するもの

３　新旧対照表

別添のとおり

４　施行期日

公布の日

担当　生涯学習課
課長　廣田　圭男
電話　３２－１１３２

学びに、遊びや体験を。
子どもが主人公　学都松本のシンカ

松本市青少年ホーム条例施行規則（平成２９年教育委員会規則第７号）新旧対照表

改正前	改正後
○松本市青少年ホーム条例施行規則 平成２９年３月３１日 教育委員会規則第７号 〔略〕 （登録申請手続） 第３条　条例第５条の規定によりホームに登録しようとするものは、松本市青少年ホーム登録申請書（様式第１号）を教育委員会に提出し松本市青少年ホーム登録証（様式第２号。以下「登録証」という。）の交付を受けなければならない。	○松本市青少年ホーム条例施行規則 平成２９年３月３１日 教育委員会規則第７号 〔同左〕 （登録申請手続） 第３条　条例第５条の規定によりホームに登録しようとするものは、松本市青少年ホーム登録申請書（様式第１号）を教育委員会に提出し松本市青少年ホーム登録証（様式第２号。以下「登録証」という。）の交付を受けなければならない。ただし、申請者が、教育委員会が指定するウェブサイトを利用する方法で申請を行うときは、書面に代えて、松本市青少年ホーム登録申請書に掲げる情報を電磁的記録により教育委員会に提出することができる。

教育委員会資料
６．８．２９
中央図書館

議案第　５　号

松本市図書館条例施行規則の一部改正について

１　趣旨

図書館利用者の利便性向上を図るため、スマートフォンに利用者カードを表示させる機能（デジタル利用者証）の運用開始等に伴い、所要の改正をすることについて協議するものです。

２　改正内容

⑴　デジタル利用者証

利用者カードの交付方法に、デジタル利用者証を含める。

⑵　松本市図書館利用者カード交付申請書（様式第１号）

ア　「市町村と県による協働電子図書館」の利用申込を追加

イ　学生の方の記入欄を削除

３　新旧対照表

別添のとおり

４　施行期日

令和６年９月２６日

担当　中央図書館
館長　藤森　千穂
電話　３２－００９９

学びに、遊びや体験を。
子どもが主人公　学都松本のシンカ

松本市図書館条例施行規則（昭和５２年教育委員会規則第１号）新旧対照表

改正前	改正後
○松本市図書館条例施行規則	○松本市図書館条例施行規則
第３条	第３条
２　資料の個人貸出しを受けようとする者は、松本市図書館利用者カード交付申請書（様式第１号。以下「利用者カード申請書」という。）に本人の身分を証明するもの（身分証明書、学生証、運転免許証、健康保険証等）を添え、教育委員会に提出し、登録をしなければならない。	２　資料の個人貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松本市図書館利用者カード交付申請書（様式第１号。以下「利用者カード申請書」という。）に本人の身分を証明するもの（身分証明書、学生証、運転免許証、健康保険証等）を添え、教育委員会に提出し、登録をしなければならない。ただし、申請者が、教育委員会が指定するウェブサイトを利用する方法で申請を行うときは、書面に代えて、利用者カード申請書に記載すべき事項を電磁的記録により教育委員会に提出することができる。
３　教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであること並びに利用者カード申請書に記載されている事項その他必要事項について確認し、適当と認めたときは、松本市図書館利用者カード（様式第２号。以下「利用者カード」という。）を当該申請者に対して直接交付するものとする。	３　教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであること並びに利用者カード申請書に記載されている事項その他必要事項について確認し、適当と認めたときは、松本市図書館利用者カード（様式第２号。以下「利用者カード」という。）を当該申請者に対して直接及び利用者カードに掲げる情報を記載した電磁的記録を、電子情報処理組織を使用して交付するものとする。ただし、前項ただし書の規定による申請があった場合は、申請者から希望があったときのみ利用者カードを直接交付するものとする。
４　利用者カードの有効期間は、利用者カードの交付を受けた日から３年間とする。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。	４　利用者カード（前項本文に規定する電磁的記録を含む。以下同じ。）の有効期間は、利用者カードの交付を受けた日から３年間とする。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。
５　利用者カードは、個人貸出し利用の都度、資料とともに提出しなければならない。	５　利用者カードは、個人貸出し利用の都度、資料とともに提出又は提示しなければならない。

改正前

様式第１号（第３条関係）　表面

氏名	ふりがな	生年月日	年　月　日
		電話	
現住所	〒	保護者	※中学生以下は、必ずご記入ください

学生の方と松本市外にお住まいの方で下記の項目に該当する方は、(1)から(5)までのいずれかに○をし、次の枠内にご記入ください。

(1)　学生(帰省先がある方)　(2)　通学　(3)　通勤　(4)　滞在　(5)　定期訪問

(2)、(3)に該当する方は通学・通勤先(住所、名称)が分かるものが必要です。

住所	(1)の方は帰省先住所と世帯主、(4)(5)の方は滞在先・訪問先住所(2)(3)の方は通学・通勤先住所を記入 〒 世帯主(　　)	電話	
名称		学部	
理由	(4)(5)の方のみ記入	滞在期間	(4)の方のみ記入 年　月　日まで

処理欄

受付館					
身分証確認					
通勤通学確認					
有効期限	年　月　日	旧カード			
受付者		入力者		チェック	

在住・通勤・通学

予約制限有　□□□□□□□□□－□

改正後

様式第１号（第３条関係）

氏名	ふりがな	生年月日	年　月　日
		電話	
現住所	〒	保護者	※中学生以下は、必ずご記入ください。

松本市外にお住まいの方で下記の項目に該当する方は、(1)から(4)までのいずれかに○をし、次の枠内にご記入ください。

(1) 通学　(2) 通勤　(3) 滞在(2週間～1年)　(4) 定期訪問(2週間に1度以上)

※(1)、(2)に該当する方は通学・通勤先(住所、名称)が分かるものが必要です。

住所	(1)(2)の方は通学・通勤先住所、 (3)(4)の方は滞在先・訪問先住所を記入 〒	名称	(1)(2)の方のみ記入
電話	(1)(2)の方は通学・通勤先の番号、 (3)(4)の方は滞在先・訪問先の番号を記入	滞在等する理由	(3)(4)の方のみ記入
		滞在期間	(3)の方のみ記入 年　月　日まで

松本市内にお住まいの方と県外から松本市内に通勤通学している方で、「市町村と県による協働電子図書館」（以下「協働電子図書館」という。）の利用を希望される方は、裏面をお読みいただき、下記に記入して、利用をお申込みください。

私(自署)　　は、裏面に記載された協働電子図書館の利用に係る注意事項に同意の上、利用を申し込みます。

受付館					
区分					
確認					
有効期限	年　月　日				
受付者		入力者		チェック	

□□□□－□□□□□□□□□－□

改正前	改正後
様式第１号（第３条関係）　裏面	様式第１号（第３条関係）　裏面
（新設）	「市町村と県による協働電子図書館」の利用に当たって（注意事項） １　申込情報の取扱いについて 　当該申込内容及び協働電子図書館の利用に係る情報は、松本市図書館を利用するために登録されている申込者自身の利用者情報の一部として取り扱うこと。 ２　第三者への提供について 　利用者ＩＤ及びパスワードを電子図書館サービス事業者に提供すること。 ３　申込情報の共同管理及び共同利用について (1)　電子図書館サービス事業者が提供する協働電子図書館システムに登録された利用者ＩＤ及び貸出情報は、長野県内の市町村と県で共同管理すること。 (2)　協働電子図書館サービス向上のため、長野県内の市町村と県は、利用者ＩＤと貸出情報を個人が特定できない形で統計的に処理して分析し、統計資料として利用すること。

教育委員会資料
６．８．２９
博物館

議案第　６　号

松本市はかり資料館の無料開館について

１　趣旨

松本市はかり資料館を下記のとおり無料開館することについて協議するものです。

２　日時

令和６年１１月３日(日・祝)　午前９時から午後５時
（入館は午後４時３０分まで）

３　経過等

はかり資料館は、計量記念日の 11 月１日の前後に例年特別展を開催し、長野県計量協会と協力したイベントを市民祭にあわせ１１月３日に行い、無料開館をしていました。

令和２年から計量協会とのイベントが中止となったことから、無料開館を取りやめていましたが、今年度、イベントを再開させるにあたり、無料開館に取り組むものです。

４　周知方法

⑴　松本市公式ホームページへの掲載
⑵　松本まるごと博物館ホームページへの掲載
⑶　広報まつもとへの掲載

５　その他

⑴　計量記念日にあわせて「今昔はかり展（会期：１０月３０日～１２月２６日）」を開催します。
⑵　長野県計量協会とのイベントについては詳細を検討中です。

担当　博物館
館長　加藤　孝
電話　３２－０１３３

学びに、遊びや体験を。
子どもが主人公　学都松本のシンカ

教育委員会資料
６．８．２９
学 校 教 育 課

周知事項　１

特別支援教育フォーラム「地域で学び続ける学校づくり～市立須坂支援学校の実践から～」の開催について

１　趣旨

松本市が設置検討をしている市立特別支援学校について、保護者や市民の方と一緒に学校の在り方を考える標記フォーラムを開催します。

２　内容

⑴　概要

県内で唯一、小学校と特別支援学校が併置されている須坂市立須坂支援学校の実践から、地域で学び続けられるインクルーシブな学校のかたちについて考えます。

また、本年４月に開設した松本市インクルーシブセンターの活動についての報告も行います。

⑵　日時

令和６年９月２１日（土）　１０時～１１時４５分

⑶　会場

松本市総合社会福祉センター４階　大会議室

（松本市双葉４－６）

⑷　講師等

ア　須坂支援学校の取組み

須坂市立須坂支援学校・須坂小学校　校長　小松　賢吾　氏

イ　松本市インクルーシブセンターの活動

松本市インクルーシブセンター長　山﨑　ひとみ　氏

⑸　主催、申込み等

松本市教育委員会学校教育課　電話３３－９８４６　ＦＡＸ３４－３２０６

３　周知等

市公式ＨＰ等を通じて周知を行います。また、特別支援学校（松本養護学校及び寿台養護学校）の保護者にはチラシを配布します。

担当　学校教育課
課長　清沢　卓子
電話　３３－９８４６

子どもが主人公
学都松本のシンカ
学びに、遊びや体験を。

特別支援教育フォーラム

地域で学び続ける学校づくり

～市立須坂支援学校の実践から～

松本市では、全ての子どもたちが多様性を認め合いながら共に学び、一人ひとりの教育的ニーズを満たせるような教育環境の実現を目指して、市立のインクルーシブな学校の設立を検討しています。

この検討を進めるに当たって、県内で唯一、小学校と特別支援学校が併置された須坂市立須坂支援学校の実践を通じて、地域で学び続けられる学校のかたちを、市民や保護者の皆さまと一緒に考えたいと思います。ぜひご参加ください。

2024.9.21(土)

午前10時～11時45分

無料

松本市総合社会福祉センター４階　大会議室

（松本市双葉４－１６・イオン南松本店東側）

MENU

「市立須坂支援学校の取組み」

須坂市立須坂支援学校長
須坂市立須坂小学校長　　小松　賢吾　氏

「松本市インクルーシブセンターの活動」

松本市インクルーシブセンター長　　山﨑　ひとみ 氏

申込み・問合せ
松本市教育委員会 学校教育課
電話0263-33-9846　Fax 0263-34-3206
メール g-kyoiku@city.matsumoto.lg.jp

詳細・申込みはこちら